

情報通

2020. July 7月号

発行：東京税理士会 情報システム部
題字：神津 信一 (四谷)
(税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

行政手続のオンライン申請について考える ～ウィズコロナ、アフターコロナへの対応をICTの活用とともに検討する～

情報システム部委員 菅沼 俊広

1. オンライン申請の経緯

行政手続のオンライン化については、「e-Japan戦略」(2001(平成13)年1月22日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)において、「2003年までに、国が提供する実質的にすべての行政手続をインターネット経由で可能とする。」と定められたことを受け、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(行政手続オンライン化法)」(平成14年法律第151号)等を制定し、基盤整備が進められてきました。

2019(令和元)年度には、「行政手続オンライン化法」を改正した「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル手続法)」(2019(令和元)年12月16日施行)が施行されるとともに、同法等に基づく「デジタル・ガバメント実行計画」(2019(令和元)年12月20日閣議決定)が策定され、「デジタル手続法」及び「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、行政のあらゆるサービスがデジタルで完結することを目指しています(※1)。



※1

2. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におけるオンライン申請

今回の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策においても、緊急性と早期かつ簡便に現金を支給する必要があること、また、二次感染防止のために持続化給付金や特別定額給付金・地方公共団体が実施する休業協力金の申請にはオンライン申請が多用されています。

日本税理士会連合会や東京税理士会を始めとする全国の税理士会では、新型コロナウイルス感染症に対する会員相談室を開設し、電話、メール及びFAXによる相談を受け付けていますが、顧客がオンライン申請に対応できないがどうすればよいのか?という相談が多数寄せられています。

地方公共団体が実施する休業協力金や特別定額給付金の申請では郵送による申請も認められていることが多いのですが、オンライン申請の方が、申請から給付までに要する時間が短く、申請も簡単であると考えられ、その中心となっています。また、持続化給付金ではオンライン申請以外の申請方法がなく、雇用調整助成金に至ってはオンライン申請開始と同時にシステム障害が発生し、その後再開したにも関わらず数時間で再びシステム障害が発生し、再開の目処が立っていません(※2)。



※2

3. 紙による申請と電子による申請

税理士は電子申告を始めとする業務でオンライン申請には馴染みはありますが、急拵えなシステムで、申請方式(メールによる申請・通知)、入力項目や添付書類(写真やPDF形式等の解像度・ファイル容量)等が異なるなど当初は混乱が続きました。紙による申請と

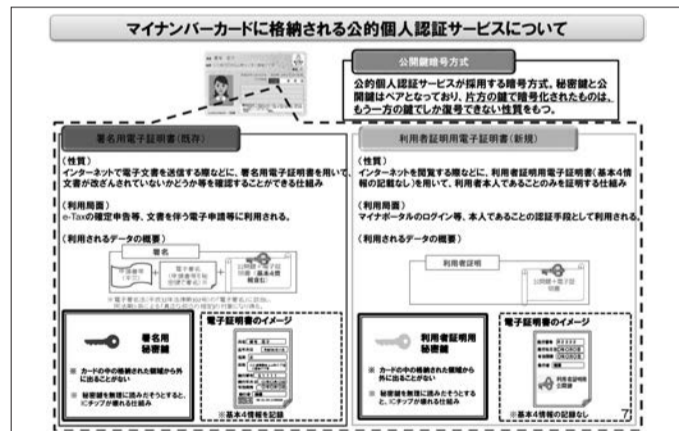


図1 マイナンバーカードに格納される公的個人認証サービスについて

紙による申請では、申請方法は大きく異なります。紙の場合は目視で確認できるので、例えば文字の半角や全角の違いや写真の解像度が低くて文字が読めない等の問題は生じませんが、オンライン申請の場合は、エラーが発生し、申請そのものができなかったり、迷惑メールにメールが振り分けられて確認ができない等の思いがけないトラブルが起ります。特別定額給付金ではさらに、署名の問題も発



図2 マイナンバーカードのアプリの概要

生しました。マイナンバーカードを所持している人が16.8%(令和2年6月1日現在)の状況下では電子証明書に署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の2種類があることはほとんど知られておらず、マイナンバーカードを所持していても、電子証明書の期限が切れていたり、当初から電子証明書の設定をしていないトラブルが多く発生し、マイナンバーと給付に必要な情報(銀行口座や世帯構成)が紐付けられていないこともあり、オンライン申請を中止する地方公共団体も相次ぎました。加えてマイナンバーカードのアプリの構造についても認知が進んでおらず、暗証番号がどのように使われているかわからず、暗証番号の入力ミス

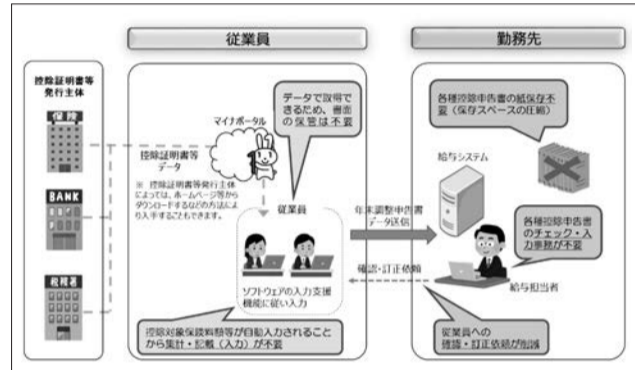


図3 年末調整手続の電子化概要図
令和2年10月以降(電子化後)

が続く、ロックされる事態も続出しました。マイナンバー、マイナポータルを利用したオンライン申請は今後も拡充が計画されており、本年10月からは年末調整の電子化においても利用が開始されます。

4. 国税・地方税における電子申請・申告

国税庁は省庁の中では電子申告を早い時期から始め、電子署名がオンライン申請・申告についての障害になることなど他省庁に比べてオンライン申請の難しさを理解していると考えられますが、利用者側の利便性を十分に考えた方式になっているとは言い難いものもあります。

例えばID、PW方式による所得税電子申告は、申告に際しては電子署名が不要であるという利点がありますが、申告後メッセージボックスに届く申告の控えを確認するには電子証明書が必要となるという問題が残されています。

持続化給付金や東京都感染拡大防止協力金の申請に電子申請受領通知が必要になりますが、電子証明書がない場合、メッセージボックスの内容を確認できないため不都合が生じています。

申告期限延長の申請は、例えば法人税の場合、申告書に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載することによって期限延長が認められますが、国税(電子申告及び申請・届出による添付書類の送付書の「電子申告及び申請・届出名」欄等に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載し、申告書と一緒に送付書を送信)と地方税(東京都の場合、申告書法人名欄の、法人名称の前に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力)のうえ申告)では記載する様式に違いがあり、地方税ではさらに自治体によって記載方法が異なることからeLTAXでは「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請(eLTAX様式)」を別途用意しています。

5. デジタル化3原則と災害対応

デジタル・ガバメント実行計画ではデジタル化3原則(デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ)により行政サービスの100%デジタル化を推進することとしてきましたが、今回のような想定できない災害(新型コロナウイルスによるパンデミック(世界的大流行))が発生した場合には、対応がほとんどできていないことが露呈してしまいました(※3)。緊急性と迅速性が求められる災害対応においては、オンライン申請等ICTを利用せざるを得なくなります。

税理士は申告・申請業務で早くからICTを業務に取り入れていたましたが、オンライン申請等業務におけるICT化はあまり進んでおらず、業務効率化の観点を中心に取組みが行われてきました。

しかし、今回のような災害が発生し、その影響が長期化して社会経済的なダメージが大きくなる場合、大きな影響を被る中小企業や個人事業主にとって、最も身近で頼られる税理士こそ、より積極的にICTを活用し、中小企業や個人事業主の事業回復を支援することが求められてくると考えられます。

ウィズコロナ、アフターコロナへの対応を、ICTの活用とともに検討することがますます重要となってきます。

■ 文中のQRコードを読み取ると参考資料をご確認いただけます。



※3